

白鳥中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめについての基本的な考え方

(1) いじめとは、

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめの基本的なとらえ方

- ① いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。また、いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ③ いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ④ いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。
- ⑤ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っており、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき社会問題である。

2 「いじめ防止委員会」について

本校では、「いじめ防止対策推進法」第22条及び「鈴鹿市いじめ防止対策基本方針」に則り、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、校内に「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 目的

いじめの根絶を目指して、学校全体で組織的な取組を行うために、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、機動的かつ適切な対応を行うこととする。

(2) 委員の構成

【学校教職員等】

校長、教頭、生徒指導主事及び学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他学校長が必要と認める者

【教職員以外】 スクールカウンセラー等

その他、学校長が必要と認める者

(3) 会議の開催

定例会議：年3回（いじめ調査アンケート後）、発生時会議：いじめ発生に応じて適宜開催

（４）会議の内容

- ① 学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正等
- ② 学校におけるいじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等
- ④ いじめの事実関係の調査、児童生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携等
- ⑤ 重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査

３ 学校でのいじめ防止等のための対策

（１）未然防止に向けて

①学校経営における位置付け

- ・ 特別の教科道徳の時間をはじめとした全ての教育活動を通じて、生徒の社会性、基本意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図る。
- ・ 全ての生徒にわかる授業・楽しい授業に向けた実践と授業改善を行う。
- ・ 幼小中連携による児童生徒理解やいじめ根絶に向けた取組を推進する。
- ・ 学校支援ボランティア等の活用促進による地域との連携を推進する。

②教職員等を対象とした取組

- ・ いじめの問題につながる研修を校内研修で実施する。
- ・ 生徒とのコミュニケーションや生活ノート、いじめについてのアンケート等を活用するなど、情報収集と生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに取り組む。
- ・ 教職員自らの人権意識を見つめ直し、いじめを見抜ける人権感覚を身につける。

③児童生徒を対象とした取組

- ・ 中学校区人権フォーラムや鈴亀地区生徒会研修会等の場を活用して、いじめを集団の課題としてとらえる取組を実施する。
- ・ 生徒会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど、生徒が主体的にいじめの問題に取り組む活動や機会を設定する。
- ・ 生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい 利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向 上し、情報モラル教育を推進する。

（２）早期発見及びいじめへの対処に向けて

①早期発見に向けた取組

- ・ いじめを許さない学校づくり、学級づくりを推進する。 道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実
- ・ 教職員間での情報共有を密に行い、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努める。
- ・ 職員間の定期的 日常的な情報交換 生活ノートの活用 生徒との積極的な関わり いじめアンケートの実施及び活用 ネットパトロール
- ・ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築を図る。教育相談の充実 こまめな家庭連絡

②初期対応での取組

- ・生徒本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じる。
- ・いじめを行った生徒にいじめの認識がない等、いじめを受けた生徒との間で見解が違う場合は、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童生徒からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努める。
- ・教職員は、いじめの相談は、勇気を持って行われたものと認識し、相談内容については、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行う。

③生徒への指導や支援

- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせたり、止めたりした児童生徒を全教職員が一体となって守り通す。
- ・いじめたとされる児童生徒に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら、当該児童生徒の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行う。
- ・いじめの問題の背景には、児童生徒が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童生徒を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努める。

④組織的な対応～「いじめ発生時の対応マニュアル」より 「いじめ」問題

いじめられた生徒からの事実確認および保護者への対応

・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問は学年主任・学級担任等の複数で対応する。

【生徒】

- ・生徒または保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
- ・生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

【保護者】

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、対応する。
- ・生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

対応方針の決定および役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。

いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を確認する。聞き取る際には、複数の教員で対応し、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた生徒から聞き取る際は、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の生徒から聞き取る際は、たとえば、グループで面接し、「困っている友達はいないかな？」などの問いかけから聞き取りを始めるなどの工夫を行う。

いじめた生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任等が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・生徒に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の思いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成をはかる。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

指導の継続

- ・学年主任及び担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

関係機関との連携

- ・生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

⑤再発防止に向けた支援

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、いじめられた生徒といじめたとされる生徒双方への継続的な支援を行う。
- ・人権の視点に立った仲間づくりの取組や校内体制の改善などを行う。

⑥学校でのいじめの相談窓口の設置

- ・定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図る。
- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整え、さらに、生徒の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行う。

（３）取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

学校自己評価及び学校関係者評価の項目にいじめ発生件数等を掲げ、防止策等の取組状況を記載することで、学校運営協議会の場で評価・点検・改善を行う。

４ 重大事態への対処

（１）重大事態とは

- ①生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（２）対処

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

５ その他

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校運営協議会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、学校運営協議会等や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。